

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 四三

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 四三
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 四三
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 四四
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四四
- 土地改良区の解散を認可した件 四五
- 道路の区域を変更する件 四四

公 告

- 落札者を決定した三件 四六
- 一般競争入札を行う件 四七
- 福島県選挙管理委員会 四六
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 四三

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年九月十二日

福島県規則第六十四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

福島県知事 佐藤雄平

規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第二郡山市農業協同組合の項中、「片平支店」を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年九月十六日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第五百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十六年九月十二日

福島県知事 佐藤雄平

名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウエルシア薬局	福島本宮店	本宮市本宮字館町一九四	平成二六年八月一日

（社会福祉課）

福島県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十六年九月十二日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
穴澤訪問看護ステーション	会津若松市宮町一―一	公益財団法人穴澤病院	福島県会津若松市宮町一―一	平成二六年七月一日

福島県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十六年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
小沼慎介	会津若松市門田町飯寺字村西三六五	おぬま治療院	会津若松市門田町飯寺字村西三六六	平成二十六年七月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

平成二十六年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
小沼慎介	会津若松市門田町飯寺字村西三六五	おぬま治療院	会津若松市門田町飯寺字村西三六六	平成二十六年七月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年九月十二日から同年十月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキいわき錦店 福島県いわき市錦町徳力七番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

- 1 廃棄物に係る事項
廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めること。
- 2 その他
建築工事期間中又は営業開始後、周辺住民等から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。

なお、建築工事を行うにあたり、土地の形質変更面積が三千平方メートルを超える場合は、土壌汚染対策法第四条第一項に基づく届出について、事前にいわき市環境監視センターと協議すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第二項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年九月十二日から同年十月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル新谷川瀬店 福島県いわき市平南部第二土地区画整理事業五十二街区一
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、南郷

土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十六年九月五日認可した。

平成二十六年九月十二日

福島県知事 佐藤雄平
(農村計画課)

福島県告示第五百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十六年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一五二号	大沼郡金山町大字大塩 字上中山三二九六番二 地先から 同 郡同 町大字横田 字浜子一三八二番一 地先まで	A	A	六・五	五〇九・五
		B	B	一八・五	五九一・五
大沼郡金山町大字大塩 字上中山三二九六番二 地先から	同 郡同 町大字大塩 字二本木三四〇二番一 地先まで	A	A	八・〇	三八一・五
		B	B	一一・〇	五九一・五
同 郡同 町大字横田 字浜子一三八二番一 地先まで	同 郡同 町大字横田 字浜子一三八七番一 地先まで	C	C	八・〇	四八・〇
		B	B	三三・六	五九一・五

先から 同 郡同 町大字横田 字浜子一三八二番一 地先まで			
--	--	--	--

(道路計画課)

福島県告示第五百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十六年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多 方停車場 線	喜多方市字一本木上七 七四八番一〇地先から 同 市字一本木上七 七七二番六地先まで	変更前	変更前	一一・〇	八二・〇
		変更後	変更後	一九・八	八二・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十六年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

公 告

路 線 名	区 間	変 更 前 の 別	変 更 後	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道豊間 四倉線	いわき市平薄磯北ノ作 一五番地先から 同 市平沼ノ内字浜 街一八二番一三七地先 まで	変 更 前	変 更 後	A 三・六〇 三・六〇	一、三三二六・〇
				A 三・六〇 三・八〇	一、三三二六・〇
				B 一四・八〇 五七・〇	一、二五八・九

(道路計画課)

平成二十六年九月十二日

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第五百五十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十六年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

県道高陸 田島線	南会津郡下郷町大字塩 生字遠表二〇一五番一 地先から 同 郡同 町大字沢 田字中丸一四四二番二 地先まで	変 更 前	変 更 後	九・八〇 二五・〇〇	二六〇・〇
				一二・〇〇 二六・〇〇	二六〇・〇

(道路計画課)

公告第258号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県建設業管理システム改修業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特定政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年9月12日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県建設業管理システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室入札監理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成26年7月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 落札金額
31,860,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特定政令第6条の公告を行った日
平成26年6月17日

(入札監理課)

公告第259号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規

則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成26年9月12日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン（福島県警察用） 741台
- 2 落札に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額
56,659,824円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年6月24日

（入札用度課）

公告第260号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成26年9月12日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
非破壊式放射能測定器 I 38式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
75,390,480円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年7月18日

（入札用度課）

公告第261号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報セキュリティシステム構築業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。
平成26年9月12日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県情報セキュリティシステム構築業務一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から平成27年3月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要

な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 以下のいずれかを満たしている者であること。
 - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS認証を取得している者。
 - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与を受けている者。
 - ウ 組織内で統一的な情報セキュリティ対策ルール等を定め、ルール順守状況を社内確認しており、定期的に従業員に対して情報セキュリティの研修を行っていることをCSR（企業の社会的責任）活動等の報告として公開している者。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

この入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年10月10日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課
電話024-521-7135

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成26年9月12日（金）から同月24日（水）まで（土曜日、日曜日、同月15日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布に関する事項

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成26年9月24日（水）午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年10月22日（水）午前10時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎3階301会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札する場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により平成26年10月21日（火）を配達日指定期日とし、同日午後5時までに次に掲げる場所に必着のこと。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部企画調整総室企画調整課
電話024-521-7108

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required : Information Security System for Fukushima Prefectural Government 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00 a.m., 22 October, 2014
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 21 October, 2014
- (4) Contact point for the notice : Information Policy Division, Information and Statistics Office, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan
TEL024-521-7135

(情報政策課)

公告262号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年9月12日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 平成27年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所
ア 福島県立テクノアカデミー郡山（福島県郡山市上野山5番地）
イ 福島県立テクノアカデミー会津（福島県喜多方市塩川町御殿場四丁目16番地）
ウ 福島県立テクノアカデミー浜（福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の112）
エ 福島県ハイテクプラザ福島技術支援センター（福島県福島市佐倉下字附ノ川1番地の3）
オ 福島県ハイテクプラザいわき技術支援センター（福島県いわき市常磐下船尾町杭出作23番地の32）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
 - (5) 特定規模電気事業者にあつては、福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供

給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)(特定規模電気事業者にあつては2の(4)及び(5))に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年10月10日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県商工労働部商工労働総室商工総務課

電話024-521-7269

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年10月10日(金)午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成26年9月12日(金)から同年10月10日(金)まで(土曜日、日曜日、同年9月15日及び同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、205円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成26年10月9日(木)午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 平成26年10月22日(水)午後4時

(2) 場所 福島県庁西庁舎10階福島県商工総務課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年10月21日(火)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Electricity Supply for use at Koriyama Technical Academy and 4 other facilities 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand): 4:00p.m., 22 October 2014
- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:15p.m., 21 October 2014
- (4) Contact point for the notice : General Affairs Division, Commerce, Industry & Labour Office, Commerce, Industry & Labour Depratment, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7269

(商工総務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十六年九月二日現在において、次のとおりである。

平成二十六年九月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

福 島 市	選 挙 区	七 七、八 四 二	選 挙 区	田 村 市 田 村 郡	一 九、〇 八 一
-------	-------	-----------	-------	-------------	-----------

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、二二四
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 三〇一、三九六
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二本松市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山市	会津若松市	
一五、八八九	一一、九七二	二二、〇九六	二六、一八二	三〇、二二五	九一、二六六	八八、二八三	三三、三四二	
双葉郡	石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡	南相馬市相馬郡飯館村
一八、五一〇	一一、七六八	九、三八〇	七、八九八	六、五四七	八、一二五	一〇、六〇四	二八、二五五	一九、八〇六